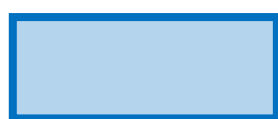


大阪府屋外広告物条例 大和川沿岸区域図

(平成 23 年 4 月 1 日施行分)

凡例



大阪府景観計画区域の大和川沿岸区域
(大阪府屋外広告物条例に規定する大和川沿岸区域
大阪府告示第 252 号 H23. 3.2)



大阪府屋外広告物条例第 5 条第 1 項第 4 号の規則で
指定するもの (面型表示制限区域)



大阪府屋外広告物条例第 5 条第 1 項第 3 号の
知事が指定するもの (表示制限路線)

※ 本区域図は、大阪府景観計画区域図をもとに、大阪府屋外広告物条例に
規定する大和川沿岸区域の規制区域図を作成したものです。

大阪府屋外広告物条例第 5 条第 1 項第 4 号の規則で指定するもの (大和川
沿岸区域のうち、表示制限路線から 500m を超える区域) については、住宅
地図等により詳細な区域を確認して下さい。

